

令和六年十月度 御報恩御講拝読御書

妙法比丘尼御返事

弘安元年九月六日

五十七歳

仏法ぶつぽうの中なかには仏ほとけいましめて云いはく、法華經ほけきょうのかたきを見て世よを
はぐかり恐おそれて申もうさずば釈迦しゃか仏ぶつの御敵おんかたき、いかなる智人ちになんぜん善人ぜんなりと
も必かならず無間地獄むけんじごくに墮おつべし。譬たとへば父母ふぼを人ひとの殺ころさんとせんを子こ
の身みとして父母ふぼにしらせず、王おうをあやま過ち奉たてまつらんとする人ひとのあら
むを、臣下しんかの身みとして知しりながら代よをおそれて申もうさぶらんがごと
しないんど禁いましめられて候そうろう。

令和六年十月度 御報恩御講 『妙法比丘尼御返事』

(御書一二六二六、一七行目〜一二六三六、三行目)

【通釈】

仏法のなかに仏が誠めて言われるには、法華経の敵を見ながら、世をはばかり恐れて（謗法を）指摘しない人は釈迦仏の御敵となり、いかなる智人、善人であっても、必ず無間地獄に墮ちることになる。譬えば、父母を殺そうとしている者がいることを、子の身として父母に知らせなかつたり、王を殺そうとする者がいることを、臣下の身として知りながら代を恐れて伝えないようなものであると、禁められている。

【主な語句の解説】

法華経のかたき：法華経の教えに敵対する者。邪宗謗法を信仰する者。

無間地獄：阿鼻地獄ともいう。五逆罪や謗法罪を犯した者が墮ちる地獄で、絶え間なく大苦悩を受ける最下の境界。

【背景と大意】

本抄は、弘安元（一二七八）年九月六日、日蓮大聖人御年五十七歳の時、身延から妙法比丘尼に与えられたお手紙です。妙法比丘尼についての詳細は不明ですが、駿河国岡宮（静岡県沼津市）周辺に住んでいた女性信徒と考えられています。

この御消息は、妙法比丘尼が兄嫁より託された帷子（かたびら・裏地の無い単衣の着物）を大聖人へ御供養するとともに、兄・尾張次郎兵衛の逝去を報告したことに対する返書です。

冒頭、帷子の御供養に対して、過去の仏道修行者が重病に苦しむ聖人を看病するとともに、衣を供養した因縁とその功德を示し、この度の御供養にも絶大な功德が存することを仰せられています。

続いて、当時の仏教各宗派は、すべて謗法となつている実態を指摘されます。そして、大聖人がその謗法を破折されたことにより、種々の大難に遭われていることは、ご自身こそ真の法華経の行者である何よりの証左であり、その値い難き行者に出値い、尊い御供養をした二人の福德は計り知れない旨を示されています。

一方、生前は念仏信仰を捨てきれなかった次郎兵衛の後生を案じつつ、「いかに信ずるやうなれども、法華経の御かたきにも知れ知らざれ、まじはりぬれば無間地獄は疑ひなし」（御書一二六九）と、これ以降も謗法と親近することがないよう誠められます。そして最後に、次郎兵衛を失った夫人への弔意を表されて本抄を結ばれています。